13　締約国は、その能力の範囲内で、開発途上締約国等がこの条約に基づく義務を履行することを援助するため、時宜を得た適当な能力形成及び技術援助を提供するために協力する。（第一四条関係）

14　この条約の全ての規定の実施を促進し、及び遵守を再検討するため、締約国会議の補助機関としての委員会を含む仕組みを設ける。（第一五条関係）

15　締約国は、危険にさらされている人々、特に、被害を受けやすい人々を特定し、及び保護するための戦略及び計画の作成及び実施を促進すること、水銀又は水銀化合物への曝露によって影響を受ける人々に対する予防、治療及びケアのための適当な保健サービスを促進すること等を行うよう奨励される。（第一六条関係）

16　締約国は、水銀及び水銀化合物に関する科学的、技術的及び経済的な情報並びに法律に関する情報等の交換を円滑にする。（第一七条関係）

17　締約国は、その能力の範囲内で、水銀及び水銀化合物の健康及び環境への影響等に関する情報を公衆に提供し、並びに適当な場合には、水銀及び水銀化合物への曝露が人の健康及び環境に及ぼす影響に関連する教育、訓練及び啓発を行う活動等を促進し、及び円滑にする。（第一八条関係）

18　締約国は、自国の事情及び能力を考慮し、水銀及び水銀化合物の使用、消費、大気への人為的な排出並びに水及び土壌への人為的な放出に関する目録等の開発及び改良のため協力することに努める。（第一九条関係）

19　締約国がこの条約の義務を履行するために実施計画を作成し、及び実施することができること等について規定している。（第二〇条関係）

20　締約国は、この条約を実施するためにとった措置並びにこの条約の目的を達成する上での当該措置の有効性及び生じ得る課題について、締約国会議に報告する。（第二一条関係）

21　締約国会議は、この条約の効力発生の日から六年以内に及びその後は締約国会議が決定する間隔で定期的に、この条約の有効性を評価する。（第二二条関係）

22　締約国会議の第一回会合は、国際連合環境計画事務局長がこの条約の効力発生の日の後一年以内に招集し、その後は、締約国会議が決定する一定の間隔で開催すること、この条約の事務局の任務は、締約国会議の議決により、他の国際機関に事務局の任務を委任することについて決定しない限り、国際連合環境計画事務局長が遂行すること等について規定している。（第二三条及び第二四条関係）

23　附属書Aは、第四条1の規定の適用を受ける水銀添加製品及びその段階的廃止期限等について、附属書Bは、第五条2の規定の適用を受ける工程及びその段階的廃止期限等について、附属書Cは、自国の領域内における零細及び小規模な金の採掘及び加工が軽微なものではないことを認定する締約国が作成し、及び実施する国の行動計画に含めるものについて、附属書Dは、第八条に規定する「関係する発生源」の分類について、附属書Eは、仲裁及び調停の手続について、それぞれ規定している。（附属書関係）

◇投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定（条約第一九号）（外務省）

この協定は、投資財産設立後の投資活動の保護等について包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語の定義について定める。（第一条関係）

2　一方の締約国は、自国の関係法令に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可すること等について定める。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。（第三条関係）

4　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与えること等について定める。（第四条関係）

5　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する旨定める。（第五条関係）

6　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。（第六条関係）

7　各締約国は、この協定の対象となる事項に関連する法令等を速やかに公表すること等について定める。（第七条関係）

8　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保する旨定める。（第八条関係）

9　一方の締約国は、自国の関係法令に従うことを条件として、他方の締約国の国籍を有する自然人等に対し、投資活動を行うことを目的として自国の区域に入国し、及び滞在することを許可する旨定める。（第九条関係）

10　いずれの締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと及び正当な法の手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと等について定める。（第一〇条関係）

11　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えること等について定める。（第一一条関係）

12　自国の投資家の損害の塡補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位について定める。（第一二条関係）

13　一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する資金の移転が、遅滞なく、かつ、自由に行われることを認めること等について定める。（第一三条関係）

14　両締約国間の紛争の解決について定める。（第一四条関係）

15　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争の解決について定める。（第一五条関係）

16　各締約国は、自国の安全保障上の重大な利益の保護等のために必要な措置をとることができること等について定める。（第一六条関係）

17　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合等には、第一三条の規定に基づく義務等に適合しない措置を採用し、又は維持することができる旨定める。（第一七条関係）

18　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることができる旨定める。（第一八条関係）

19　この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等について定める。（第一九条関係）

20　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等について定める。（第二〇条関係）

21　協議について定める。（第二一条関係）

22　締約国は、健康、安全又は環境に関する措置の緩和等を通じて他方の締約国の投資家又は第三国の投資家による投資を奨励することを差し控える旨定める。（第二二条関係）

23　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配され、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨定める。（第二三条関係）

24　両締約国は、投資を更に促進することを目的として、一方の締約国の要請があった場合には、この協定の見直しを行う旨定める。（第二四条関係）

25　この協定の発効要件、有効期間等について定める。（第二六条関係）